

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度等の実施状況(高・地・簡裁総数)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		高・地・簡裁 合計									
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	128	78	144	118	107	133	139	102	147	134
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	71	84	84	69	74	59	62	46	55	63
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	1,374	1,471
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	209	194	230	226	206	262	266	238	263	302
リビ ンデ クオ	同一構内 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	303	225	302	318	264	320	332	393	373	391
	上記以外 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数			15	23	38	92	85	90	71	70
情報 保護	被害者 秘匿										
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,976	3,351	3,846	4,028	3,923	4,266	4,081	4,382	5,658	6,970
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	50	11	27	24	19	38	21	23	65	82
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	7	3	3	8	3	2	6	4	2	7
	証人等 秘匿										
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数	4	116	174	240	156	182	192	221	313	338
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数	-	3	3	7	8	5	6	2	4	23
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
意見 陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	1,050	1,051
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	616	526	546	544	536	638	679	738	818	857
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	28	45	42	48	27	33	31	22	41	40
被害 者等 閲覧 写真	被害者等に公判記録の閲覧写真をさせた数	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	1,231	1,403
	被害者等に公判記録の閲覧写真をさせなかった数	9	6	14	7	8	5	4	14	6	6
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧写真をさせた数	44	16	18	15	14	31	25	23	21	27
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧写真をさせなかった数	5	2	1	3	1	2	4	1	4	1
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	23	26	18	18	25	19	19	17	19	16

(注) 1 延べ数であり、概数である。
 2 事件の終局日を基準日としている。ただし、終局後に閲覧写真について判断された場合は、当該閲覧写真に関する事項のみ判断日を基準日としている。
 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク(同一構内)」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧写真」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準日としている(平成28年以前に決定等がなされ平成29年以降に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準日としている。)
 3 「ビデオリンク」の「同一構内」は、刑訴法157条の6第1項によるものを計上し、「上記以外」は、同条2項によるものを計上している。
 4 本表に記載された条項は、令和7年12月末時点のものである。